

令和4年第20回公安委員会会議録

日 時	9月8日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 4時50分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 高木委員 宮尾委員 廣塚委員 甲斐委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長		
		交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞10件、意見の聴取23件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和4年秋の全国交通安全運動の実施について

(1) 趣旨（目的）

- ア 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図ること
- イ 交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けること
- ウ 県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進すること

(2) 期間

令和4年9月21日（水）から同年9月30日（金）までの間（10日間）

(3) 主唱

熊本県交通安全推進連盟

(4) 運動の重点

- ア 子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
- イ 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- ウ 自転車の交通ルール遵守の徹底

(5) 主要行事

ア 第39回交通安全県民大会

(ア) 開催日時

令和4年9月21日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

(イ) 開催場所

合志市総合センターヴィーブル内「合志市文化会館」

(ウ) 出席予定者

熊本県知事、警察本部長、開催地自治体首長、交通関係団体の長等

イ サポカー等体験研修会

令和4年9月23日（金・祝）

ウ 交通事故死ゼロを目指す日

令和4年9月30日（金）

【委員からの質問等】

- 委員から、「交通事故死ゼロを目指す日が、9月30日に設定されているのは何か意味があるのか。」旨の質問があり、警察側から「全国一斉で交通事故死ゼロを目指す、取締りやキャンペーンを強化する日として設定されている。」旨の説明があった。
- 委員から、「高校生の自転車マナーが悪いのを見かけるが、学校における指導について警察側から働きかけを行っていないのか。」旨の質問があり、警察側から「教育委員会等を通じて定期的に協力を依頼している。特に、5月は自転車指導の強化月間として、教育委員会、自治体、警察で、学校と連携して、朝の通学

時間帯に指導等の取組を行っている。」旨の説明があった。

## 2 安倍元総理警護の検証と見直しについて

### (1) 重大な結果に至った最大の問題

- ア 不十分な安倍元総理の後方警戒
- イ 現場における警護、警護計画の作成・決裁の各段階の問題が複合的に作用

### (2) 見直しの柱

「新・警護要則」の制定、体制増強

#### ア 警察庁の関与の抜本的強化

##### (ア) 警護計画

警察庁は「警護計画の基準」を作成し、都道府県警は「基準」に従い計画案を作成の上、警察庁から事前審査を受ける。

##### (イ) 警護の実施態勢等

警護計画の中で現場指揮官を明確化、制服警察官の配置を含め、重層的に対応する。

##### (ウ) 指揮官・警護員の能力向上

警察庁は教養訓練の体系的な計画を作成し、実践的かつ高度な訓練を直接実施する。

#### イ 体制等の強化

##### (ア) 警察庁警備局警備運用部に新たな所属を設置

(イ) 警視庁は道府県に派遣するSPを増員するとともに、道府県警も警護態勢を強化

#### ウ 装備資機材の充実

ドローン、3D技術を活用した警護計画の作成、AIによる異常行動検知システム、防弾壁、演台用透明防弾衝立等の整備

### 【委員からの質問等】

- 委員から、「警察庁の関与が強化されているが、現場警察として、これに対してどのように受け止めているのか。」旨の質問があり、警察側から、「警察庁が関与することで、チェック体制が強化されるので、対象の安全確保のために役立てたいと考えている。」旨の説明があった。

## 第3 報告・決裁等

### 1 監察業務についての報告

首席監察官から報告が行われた。

### 2 第6回行政文書の廃棄に係る意見聴取について

広報県民課文書情報室室長補佐が説明を行い意見を伺った。

### 3 援助の要求についての決裁

警備第二課危機管理室室長補佐から説明があり、決裁が行われた。

### 4 熊本行政評価事務所からの照会に対する回答についての決裁

地域課長から説明があり、決裁が行われた。

### 5 令和4年第18回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

### 6 意見・要望 (R4. No.23) 受理の報告・決裁について

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

### 7 意見・要望 (R4. No.24) 受理の報告・決裁について

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

### 8 審査請求 (R4. No.4) 弁明書の報告について

公安委員会事務室から報告が行われた。